

令和3年9月
令和3年第6回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号 件 名

報告第 9号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第10号	令和2年度栃木市継続費精算報告書	4
報告第1.1号	令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	6
報告第1.2号	一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業状況報告書の提出について	8
議案第89号	令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第90号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第91号	栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定について	9
議案第92号	栃木市公共施設整備等基金条例の制定について	15
議案第93号	栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定について	18
議案第94号	栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定について	21
議案第95号	栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第96号	栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第97号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	29
議案第98号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第99号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	34
議案第100号	字の区域の変更について	38
議案第101号	令和2年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	40
議案第102号	令和2年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	41
議案第103号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	42
議案第104号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	43
議案第105号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	44

議案第 106 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	45
認定第 1 号	令和 2 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	46
認定第 2 号	令和 2 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	47
認定第 3 号	令和 2 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	48
認定第 4 号	令和 2 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	49
認定第 5 号	令和 2 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	50
認定第 6 号	令和 2 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	51
認定第 7 号	令和 2 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	52

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第4号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年6月28日

栃木市長 大川 秀子

令和3年4月16日、栃木市梅沢町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町地内居住者

2 損害賠償の額

15,217円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和2年度 栃木市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国庫支出金	地方債	その他	
10	3	中学校施設整備事業	元	35,096,000	-	26,300,000	-	8,796,000
			2	17,286,000	-	17,200,000	-	86,000
			計	52,382,000	-	43,500,000	-	8,882,000
10	4	(仮称)文化芸術館等整備事業	30	306,862,000	250,000,000	51,100,000	-	5,762,000
			元	1,281,553,000	747,164,000	480,800,000	-	53,589,000
			2	1,527,123,000	221,300,000	1,100,900,000	55,419,000	149,504,000
			計	3,115,538,000	1,218,464,000	1,632,800,000	55,419,000	208,855,000
10	5	吹上小学校給食調理場整備事業	元	151,890,000	10,707,000	109,500,000	-	31,683,000
			2	506,031,000	48,917,000	352,900,000	-	104,214,000
			計	657,921,000	59,624,000	462,400,000	-	135,897,000
11	3	社会教育施設災害復旧事業(令和元年台風19号災害)(文化課)	元	11,897,000	-	11,800,000	-	97,000
			2	17,847,000	-	16,000,000	-	1,847,000
			計	29,744,000	-	27,800,000	-	1,944,000

報告第10号

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
10,100,000	-	9,100,000	-	1,000,000	24,996,000	-	17,200,000	-	7,796,000
28,906,000	-	24,800,000	-	4,106,000	△ 11,620,000	-	△ 7,600,000	-	△ 4,020,000
39,006,000	-	33,900,000	-	5,106,000	13,376,000	-	9,600,000	-	3,776,000
-	-	-	-	-	306,862,000	250,000,000	51,100,000	-	5,762,000
466,724,000	463,550,000	2,800,000	-	374,000	814,829,000	283,614,000	478,000,000	-	53,215,000
2,495,254,927	670,720,000	1,534,400,000	55,419,000	234,715,927	△ 968,131,927	△ 449,420,000	△ 433,500,000	-	△ 85,211,927
2,961,978,927	1,134,270,000	1,537,200,000	55,419,000	235,089,927	153,559,073	84,194,000	95,600,000	-	△ 26,234,927
29,219,600	4,428,000	20,200,000	-	4,591,600	122,670,400	6,279,000	89,300,000	-	27,091,400
620,616,400	69,465,000	426,200,000	-	124,951,400	△ 114,585,400	△ 20,548,000	△ 73,300,000	-	△ 20,737,400
649,836,000	73,893,000	446,400,000	-	129,543,000	8,085,000	△ 14,269,000	16,000,000	-	6,354,000
8,140,000	-	4,000,000	4,070,000	70,000	3,757,000	-	7,800,000	△ 4,070,000	27,000
-	-	-	-	-	17,847,000	-	16,000,000	-	1,847,000
8,140,000	-	4,000,000	4,070,000	70,000	21,604,000	-	23,800,000	△ 4,070,000	1,874,000

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

1 健全化判断比率

指標名称	数値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.55%
連結実質赤字比率	—	16.55%
実質公債費比率	8.9%	25.0%
将来負担比率	45.0%	350.0%

2 資金不足比率

会計名称	数値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業状況報告書
の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業状況報告書を地方自治法
(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別添のとおり
提出する。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定について

栃木市蔵の街市民ギャラリー条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市蔵の街市民ギャラリー条例

(設置)

第1条 蔵の街を代表する蔵を活用し、市民の芸術活動の促進及び地域の発展を図るため、栃木市蔵の街市民ギャラリーを設置する。

(名称及び位置)

第2条 栃木市蔵の街市民ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市蔵の街市民ギャラリー

位置 栃木市万町3番23号

(事業)

第3条 栃木市蔵の街市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品、工芸品等の展示及び鑑賞、研修会の開催等の場の提供に関すること。
- (2) チャレンジショップ（店舗施設をいう。以下同じ。）の利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民ギャラリーの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 市民ギャラリーは、次に掲げる施設その他当該施設に附帯する施設及び設備（以下「施設等」という。）をもって構成する。

- (1) 展示室
- (2) チャレンジショップ

(開館時間)

第5条 市民ギャラリーの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 市民ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館の制限)

第7条 市長は、市民ギャラリー内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(利用の承認)

第8条 市民ギャラリーを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認された事項の変更については、同項の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の承認に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 火気を使用するとき。
- (4) 展示室を営利を目的として利用するとき。ただし、申請者が自作の作品を販売する場合を除く。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第10条 第8条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的以外に市民ギャラリーを利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他の不正の行為により利用承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除す

ることができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、市民ギャラリーの利用を終了したとき又は第11条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用上の注意)

第16条 展示品、販売品等の搬入、展示、販売、撤去、若しくは搬出中に利用者に生じた損害又は展示品、販売品等の滅失若しくは損傷によって利用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、市民ギャラリーの施設等を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	使用料	
	1日から5日間まで	6日間
展示室1	1日につき1,000円	5,000円
展示室2	1日につき900円	4,500円
展示室3	1日につき600円	3,000円
チャレンジショップ	1月につき10,000円	

備考

- 1 利用期間が1日又は1月未満であるとき、又は利用期間に1日又は1月未満の端数があるときは、その1日又は1月未満の期間を1日又は1月として計算する。
- 2 展示室の6日間の使用料は、水曜日から翌週の月曜日までの6日間連続で使用した場合の使用料とする。
- 3 展示室で自作の作品を販売する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

栃木市公共施設整備等基金条例の制定について

栃木市公共施設整備等基金条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市公共施設整備等基金条例

(設置)

第1条 公共施設の整備等（土地の取得並びに建築物の新築、改修、修繕及び解体をいい、これらに係る測量、調査、設計等を含む。以下同じ。）に要する経費の財源に充てるため、栃木市公共施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、公共施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栃木市土地開発基金条例及び栃木市土地総合調整基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 栃木市土地開発基金条例（平成22年栃木市条例第88号）

(2) 栃木市土地総合調整基金条例（平成22年栃木市条例第89号）

(栃木市土地開発基金条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の栃木市土地開発基金条例又は栃木市土地総合調整基金条例の規定により積み立てられた現金は、それぞれこの条例の規定により設置される基金に属するものとする。

栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定について

栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例

(設置)

第1条 コウノトリの定着及び野外繁殖につながる環境の整備に要する経費の財源に充てるため、栃木市コウノトリ生息地環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、コウノトリの定着及び野外繁殖につながる環境の整備に要

する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定について

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 栃木市いまいずみ保育園の閉園に伴い新たに整備する保育所の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定を企画提案方式により実施するに当たり、その選定に係る審査を行うため、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、事業者の審査及び選定に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体から選出された者
- (3) 栃木市いまいずみ保育園長
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定に係る答申がなされた日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定め

る。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の提案内容、事業遂行能力その他の考慮すべき事項を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、こども未来部保育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員

長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市市民会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市市民会議条例の一部を改正する条例

栃木市市民会議条例（平成25年栃木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「2年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定す
るものとする。

令和 3 年 8 月 27 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

(栃木市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の一部
を次のように改正する。

第24条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を
「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部改正)

第2条 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例（平成27年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正す
る。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「休暇を与える期間」を「休暇の期間」に改め、23の項を24の項とし、17の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の16の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「1.2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項を同表の17の項とし、同表中15の項を16の項とし、8の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の7の項中「出産後」の次に「1年以内」を加え、「第13条」を「第13条第1項」に改め、「1週間に1回」の次に「、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間」を加え、同項を同表の8の項とし、同表の6の項の次に次の1項を加える。

7 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において6日の範囲内でその都度必要と認められる期間
--------------------------------------	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1と

する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定 公布の日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の栃木市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年
 栃木市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

栃木インター 産業団地地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃 木都市計画栃木インター産業団地地区計画の区域のうち、 地区整備計画が定められた区域
----------------------------	--

別表第2に次のように加える。

栃木 インター 産業 団地 地区 整備 計画 区域	A地 次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、廃棄物 の処理及び清掃に関する 法律（昭和45年法律第 137号）に規定する廃 棄物の処理に供するもの を除く。） (2) 倉庫（ただし、廃棄物 の処理及び清掃に関する 法律に規定する廃棄物の 保管に供するものを除 く。） (3) 店舗（ただし、地区内	3,	道路境界線まで 00の距離は5メー 0メートル以上とし、隣 方メ地境界線までの ート距離は2メート ルル以上とする。
--	---	----	---

	<p>で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積が500平方メートル以下のものに限る。)</p> <p>(4) 事務所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設については、(1)に附属するもので、当該工場において生じた廃棄物のみの処理に供するものに限る。)</p>			
B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 工場（ただし、法別表第2（る）項第1号に掲げるもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の処理に供するものを除く。）</p> <p>(2) 倉庫（ただし、法別表第2（る）項第2号に掲げるもの及び廃棄物の処</p>	1,000平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	

理及び清掃に関する法律
に規定する廃棄物の保管
に供するものを除く。)

(3) 店舗、飲食店その他こ
れらに類する用途に供す
るもの（ただし、政令第
130条の5の2第1号
又は第130条の5の3
第2号に掲げるもので、
床面積が500平方メー
トル以下のものに限る。)

(4) 事務所

(5) 前各号の建築物に附属
するもの（ただし、廃棄
物の処理及び清掃に関す
る法律に規定する廃棄物
を処理する施設について
は、(1)に附属するもので、
当該工場において生じた
廃棄物のみの処理に供す
るものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、別紙変更調書のとおり本市内の字の区域の変更をするものとし、その期日は、同法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とするものとする。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	大 字
大平町富田	熊ノ内	413の4、430の22から430の29まで、431の2、431の3、432の2、432の3、434の5、571の10、571の12、571の13、572の1、572の3、572の4、572の6、572の8、573の1から573の8まで、582の2から582の5まで、583の2、583の4、583の6、584の1から584の3まで、585の1から585の4まで、586の1から586の16まで、587の1から587の3まで、587の5、587の6、588の2から588の7まで、589の4、590の1から590の5まで、591の3から591の6まで、621の1から621の6まで、622、623、624の1、624の2、625の1から625の3まで、626の1から626の3まで、627の1、627の3、628の1、628の3から628の10まで、629の1から629の8まで、629の14、629の15、630の1、630の4、630の6、631の1から631の3まで、632の1、632の2、632の4、632の6から632の8まで、633の1から633の4まで、634の2、634の3、635の1、635の2、636の2から636の5まで、637の3、639の4、640の1、640の5、640の6、641の5、642の1、642の5、642の7、643の1、643の5から643の8まで、644の1、644の5、644の6、644の9から644の11まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	大平町富田
	竹ノ内	592の1から592の3まで、593の1から593の7まで、594の1、594の3から594の6まで、594の10から594の13まで、594の15から594の18まで、595の1、595の3から595の9まで、596の1、596の2、596の4から596の9まで、597の1から597の3まで、598の1、598の2、598の4から598の6まで、609の6から609の10まで、609の22から609の24まで、609の50から609の52まで、609の54、609の55、615の1、615の4から615の7まで、618の1、618の4、619の1、620の1、620の2、620の4、620の6、620の8から620の14まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	
	永 宮	975の42、975の76、1455の15、1455の57から1455の96まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	

備考 上記地番は、令和3年6月3日現在の登記簿による。

令和2年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和2年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金1,408,341,869円のうち1,193,464,118円を資本金に組入れ、214,877,751円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和2年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金376,446,581円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市倭町11番6号

氏 名 佐山 和江

生年月日 昭和29年6月3日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市尻内町665番地4

氏 名 白井 春江

生年月日 昭和32年2月9日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市西方町金井292番地2

氏 名 大阿久 功子

生年月日 昭和31年3月29日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町西水代1643番地3

氏 名 石塚 和子

生年月日 昭和34年12月7日

認定第1号

令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和2年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を
求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出
決算の認定について

令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和2年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和2年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和3年8月27日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市



